小国町新型コロナウイルス感染症対応経済対策給付金について

小国町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内の商工事業者の皆様の 事業継続を後押しし、経営の安定化を図るため、以下のとおり給付金を給付します。

【対象業種】宿泊業、飲食業、製造業、卸売業、小売業、運輸業、建設業、サービス業 ※小売業は、スーパー、コンビ二等の生活必需物資の小売業は除く。

休業支援給付金

給付要件	・町内に店舗又は事務所を設置し、町内で事業を営んでいる事業者であること。・4月から5月にかけて、定休日を除き自主的に7日以上休業した事業者であること。※店舗内での飲食サービスの提供を休止し、出前又はテイクアウトの方法のみによって、飲食物の提供を行う場合には、特例として休業とみなす。
給付額	1事業者につき、50,000円
必要書類	 ・小国町休業支援給付金給付申請書(様式第1号) ・休業日程表 ・休業したことを確認できる書類(休業を知らせる張り紙の写し等) ・誓約書(様式第4号) ・小国町新型コロナウイルス感染症対応経済対策給付金給付請求書(様式第5号) ・その他、町長が必要と認める書類

家賃支援給付金

給付要件	・町内に店舗又は事務所を設置し、町内で事業を営んでいる事業者であること。 ・直近1ヶ月の売上高が、前年度同月比15%以上減少している事業者であること。 ※業歴3ヶ月以上、1年1ヶ月未満の事業者は、直近1ヶ月の売上高が、直近1ヶ月を含む最近3ヶ月の平均売上高等と 比較して15%以上の減少があれば可能とする。
給付額	家賃の2分の1(上限50,000円)
必要書類	・小国町家賃支援給付金給付申請書(様式第2号) ・月別の売上高が確認できる書類(確定申告書、月別売上表、売上台帳の写し等) ・家賃の金額又は支払いが確認できる書類(領収証、契約書の写し等) ・誓約書(様式第4号) ・小国町新型コロナウイルス感染症対応経済対策給付金給付請求書(様式第5号) ・その他、町長が必要と認める書類

事業継続支援給付金

給付要件	・町内に店舗又は事務所を設置し、町内で事業を営んでいる事業者であること。 ・直近1ヶ月の売上高が、前年度同月比15%以上減少し、金融機関から融資を受けた事業者であること。 ※業歴3ヶ月以上、1年1ヶ月未満の事業者は、直近1ヶ月の売上高が、直近1ヶ月を含む最近3ヶ月の平均売上高等と 比較して15%以上の減少があれば可能とする。 ・3月2日以降に運用開始された融資制度で、実行された事業者を対象とする。
給付額	融資額の10分の1(上限300,00円)
必要書類	・小国町事業継続支援給付金給付申請書(様式第3号) ・月別の売上高が確認できる書類(確定申告書、月別売上表、売上台帳の写し等) ・融資が確認できる書類(償還表、貸付決定通知の写し等) ・誓約書(様式第4号) ・小国町新型コロナウイルス感染症対応経済対策給付金給付請求書(様式第5号) ・その他、町長が必要と認める書類

宿泊施設支援給付金

給付要件	・町内で宿泊業を営んでいる事業者であること。 ※ASOおぐに観光協会、杖立温泉観光協会、杖立温泉旅館組合、わいた温泉組合の加入者は対象とする。 ・4月又は5月の1ヶ月の売上高が、前年度同月比50%以上減少している事業者であること。 ※業歴3ヶ月以上、1年1ヶ月未満の事業者は、4月又は5月の1ヶ月の売上高が、令和元年12月から令和2年2月ま で の3ヶ月の平均売上高等と比較して50%以上の減少があれば可能とする。
給付額	施設の部屋数に応じた額(10室未満200,000円、20室未満300,000円、50室未満500,000円、50室以上1,000,000円)
必要書類	 ・小国町宿泊施設支援給付金給付申請書(様式第6号) ・月別の売上高が確認できる書類(確定申告書、月別売上表、売上台帳の写し等) ・部屋数が確認できる書類(ホームページの写し等) ・誓約書(様式第4号) ・小国町新型コロナウイルス感染症対応経済対策給付金給付請求書(様式第5号) ・その他、町長が必要と認める書類

※申請書は、小国町ホームページ、小国町役場情報課、小国町商工会にて準備しています。

【問い合わせ先】

小国町役場 情報課 商工観光係 小国町商工会

Tel 0967-46-2113 (直通)

Tel 0967-46-3621